

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(2025年4月1日現在)

商品名	投資信託セット定期貯金「GOGO 投資」(退職金・相続資金・共済満期金限定)
ご利用いただける方	・当 JA の管内にお住まいの個人の方
販売対象・受入条件	・ JA バンクの投資信託(セレクトファンド)または JA バンク資産運用サービス(ファンドラップ)を同時にお申し込みいただいたお客さまに限り、ただし、NISA つみたて投資枠専用ファンド・JA 日本債券ファンドは対象外となります。 ・退職金・相続資金・共済満期金の受取りから1年6ヶ月以内のお客さまが対象となります。退職金・相続資金・共済満期金を受け取った日・金額を確認できる資料のご提示が必要です。 ・すでにお預入いただいている定期貯金のお預替えは対象外となります。ただし、「退職金専用定期貯金 GOGO 人生」からのお預替えは対象となります。 ・ATM、ネットバンクからのお預け入れはできません。
期間	・定型方式・・・3ヶ月 ・非自動継続にてお預かりいたします。(自動継続の取扱いはございません)
預入方法 (1) 預入方法	・一括預入 定期貯金通帳でのお取扱いとなります。(総合口座通帳・定期貯金証書でのお取扱いはできません)
(2) 預入金額	・150万円以上(預入金額の上限は組み合わせる投資信託(セレクトファンド)・JA バンク資産運用サービス(ファンドラップ)のお申込金額以内かつ受け取った退職金・相続金・共済満期金の範囲内となります。)
(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利	・預入時のスーパー定期貯金の店頭表示利率に、「年3.55%」を上乗せした利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4) 税金	・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	・スーパー定期貯金の店頭表示利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・預入期間が3か月未満の場合 解約日における普通貯金利率

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または当 J A 担当部署 (最終頁をご確認ください。) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 担当部署または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会 (電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

上記に記載のない事項については、「スーパー定期貯金<単利型>」と同様の取扱となります。

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 松本ハイランド 金融部 貯金課 (電話 : 0263-28-3063)